#### 辻堂まちづくり会議

# 「辻堂プライド」ロゴマーク使用の手引き

「辻堂をもっと良い街にしていくため、たくさんの人に街づくりに関わってもらいたい!」との思いから、 辻堂に誇りを持ち、もっと良い街にしたいという気持ちを「辻堂プライド」と表現し、そのロゴマークが 誕生しました。当手引きでは、ロゴマークを使用するときの注意点等をまとめました。

# ①使用できるロゴマーク



## ②権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、辻堂まちづくり会議に帰属します。

# ③ロゴマーク使用の原則

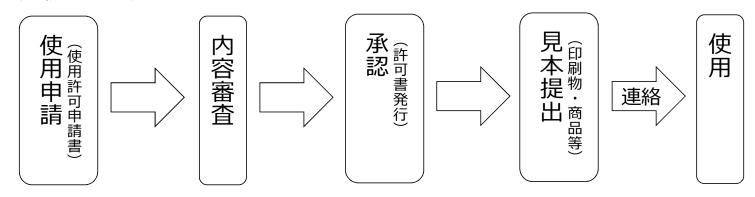
ロゴマークは、多くの方に使用していただくことを目指しています。 遵守事項等をお守りいただければ、申請していただくことで、どなたでも無料で使用できます。

#### 4)使用手続き

「辻堂プライド」ロゴマーク使用許可申請書(様式1)により、辻堂まちづくり会議に使用の申請を行ってください。なお、商品等を販売する場合は、企画書・仕上がり見本等を一緒に提出してください。

※申請書等の提出は、当事務局(辻堂市民センター)へお願いします。

#### 〔手続きの流れ〕



#### ⑤ロゴマークの使用例

次のような使用方法を想定しています。使用される方々のアイデアで、様々な場面でご使用ください。

・個 人 電子メール、案内状、SNS

・自治会・町内会 回覧板、お祭りのポスター、案内状

・商店・店舗 Tシャツ、文房具、チラシ、包装紙、看板、ポスター、メニュー、ホームページ

・商店会のぼり、イベントポスター、チラシ、ホームページ

・農業従事者 包装紙、ポスター、SNS

・学 校 学園祭のポスター、ホームページ、冊子・広告物・企 業 名刺、社用車、ポスター、ノベルティ、ホームページ

・N P O ポスター、チラシ、バッヂ

※上記は、あくまでも例となります。

# ⑥ロゴマークの使用例

次に該当する場合(あるいは該当する可能性がある場合)は、使用できません。

- ・辻堂の信用や品位を損なうおそれがある場合
- ・法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- ・政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのある場合
- ・青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- ・ロゴマーク等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれのある場合
- ・特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に 利用されるおそれのある場合
- ・特定の個人・団体・民族等への中傷や攻撃を助長するおそれのある場合
- ・その他、辻堂まちづくり会議が適切でないと認めた場合

#### 7使用条件

ロゴマークの使用にあたっての条件は、次のとおりです。

〔遵守事項〕①辻堂まちづくり会議が提供する画像データを使用すること

- ②「辻堂プライド」ロゴマークデザインマニュアルに定められた使用方法に従うこと
- ③申請した使用内容を逸脱しないこと

〔使用料〕 無料

#### ⑧使用改善及び使用取消

目的と異なる使用又は遵守事項に反した利用を発見したときは、使用者に対して改善を求めることとし、改善指示に応じない場合は、使用許可を取り消します。

## 9その他注意事項

- ・ロゴマークの使用によって生じる問題・トラブル等について、辻堂まちづくり会議は一切関知しません。
- ・ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で 必要な処理を行ってください。
- ・ロゴマークは、予告なく変更や使用中止とすることがあります。
- ・この手引や遵守事項の内容は、予告なく変更することがあります。

## ⑩お問い合わせ・申請書等の提出先

辻堂まちづくり会議事務局 (藤沢市 市民自治部 辻堂市民センター)

〒251-0045 神奈川県藤沢市辻堂東海岸1-1-41

電話: 0466-34-8661 FAX: 0466-34-4187

E-mail fj-tsuji-c@city.fujisawa.lg.jp